令和４年９月２１日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局
運航労務監理官

（１）行政処分等の年月日	令和元年１０月２８日
（２）事業者の氏名又は名称	長八海運株式会社
（３）処分等の種類	文書指導
（４）原因となった事故等の概要	令和元年８月１１日に京浜運河の「田辺信号所」において、運航船「長八五号」が停止信号にも関わらず停止せず運航を継続した事案が発生した。 監査の結果、船舶職員及び小型船舶操縦者法第２０条第１項の規定による船舶職員乗組み基準特例許可の条件として指定された者を乗り組ませていなかったこと、安全管理体制が十分でないことを確認した。
（５）処分等の内容	◯新たな乗組基準の特例許可を取得し、適正な乗組体制を確立すること。 ◯安全統括管理者及び運航管理者を変更する等、適正な乗組体制の確保に向けた安全管理体制を整備すること。 ◯計画的かつ適正な配乗のためのチェックリストを作成する等、乗組員の適正な配乗船計画を行うこと。 ◯経営トップを含めた運航に関する全員に対し、安全管理規程を熟知するための再教育を実施すること。